

メーターの設置場所および管理に関する確約書

(共同住宅、テナント等)

水道を使用しようとする者は、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

(多気町水道事業給水条例 第13条)

(メーターの設置)

- 1、メーターは、原則として門、塀、石積等工作物でさえぎることなく、当該建築物の敷地内（民地側1メートル以内）に仕切弁を設置し、メーターはその付近の1箇所に集約させる。
- 2、点検、修繕及び交換作業を容易に行うことができ、かつ衛生的で損傷のおそれがない場所に設置する。
- 3、給水装置の設置場所には機能を妨害するおそれのある物件を置き、又は工作物を設置しない。
- 4、設置条件の履行が困難な場合は、速やかに水道職員に協議を行い、指導を受ける。

(給水装置の管理責任および使用料金)

- 1、メーター以降の給水装置の維持管理（漏水等）については、使用者側の管理責任とする。また、水質の保全に支障をきたすような器材の使用は行わない。
 - ① 民地側1メートル以内に仕切弁を設置し、メーターがその付近の1箇所に集約する場所については、メーターの出口以降を使用者側の管理責任とする。
 - ② メーター位置を延長する場合は、民地側1メートル以内に仕切弁を設置し、その仕切弁以降を使用者側の管理責任とする。ただし、個々の給水装置（メーター・止水栓）は町側の管理責任とする。
- 2、使用料金は、個々のメーターでの検針により徴収をする。

(その他)

- 1、権利を第三者に移転する場合、使用者は権利取得者に確約書を継承する。
- 2、現状（計画）を変更する場合は速やかに水道職員と協議を行う。
- 3、その他、多気町水道事業給水条例を遵守することとする。

上記の事項に違反した場合は、水道事業管理者の指導により改善するものとし、費用が発生する場合は、使用者側において負担することを確約します。

多気町水道事業管理者 様

令和 年 月 日

使用者（施設管理者）

住所

氏名

印